

小諸市に専門家（司法書士、宅地建物取引士）を派遣しました！ ～小諸市主催で「空き家に関する相談会」を実施～

●相談会概要

小諸市の方を対象とした、相続登記（司法書士）、建物・土地の売買（宅建士）、空き家等の制度（小諸市）について講演を行った後に、各専門家5名が個別に空き家の相談（予約制）に応じるというスタイルで実施されました。

●実施状況



【講演会】

- 相続人の確認等の相続登記の基本となる事項から、登記をしないことで起こる問題について
 - 不動産売買の方法、媒介契約の仕組み、売り主の義務とトラブルの防止方法等の不動産売買に係る仕組みについて
 - 空き家バンク、空き家対策特別措置法について
- ※各専門家から、かみ砕いた説明があり、初心者にも分かりやすい内容でした

講演会が終わった後は・・・【個別相談会】

予約いただいた空き家に悩む方々が、事前に登記簿等の資料を用意し、プライバシーが確保できる個室にて、所有する空き家等について、十分に時間を確保（1時間）して専門家が相談を受けました

飛込みでいらした方についても、専門家や小諸市の職員が話を聞いたり、相談に乗ったりしながら対応されていました



※空き家に関する講演会と個別の相談会を同時開催することで、多くの方が参加して、空き家について考える良い機会になっているようでした